

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の
運用対象の自由化に関する調査審議に向けた意見募集の結果

平成19年11月5日
郵政民営化委員会事務局

提出順	提出者	
1	全国銀行協会	1 頁
2	社団法人 全国地方銀行協会	4 頁
3	社団法人 第二地方銀行協会	6 頁
4	社団法人 全国信用金庫協会	8 頁
5	農林中央金庫	1 1 頁
6	社団法人 全国信用組合中央協会	1 2 頁

平成19年10月22日

「ゆうちょ銀行の運用対象の自由化に関する郵政民営化委員会の調査審議」に向けた意見

全 国 銀 行 協 会

1. 基本的な考え方

ゆうちょ銀行による新規業務への参入に関しては、その大前提として、これまで国営事業ゆえ経営の効率性に十分配慮されてこなかったことや、貴委員会の所見でも指摘されているとおり、内部管理等に多くの課題が存在することなどを踏まえ、まずは「経営の抜本的な効率化」と「民間企業としての内部管理体制の整備」を徹底することが不可欠である。これらが不十分なままに新規業務に参入することは、非効率な経営が温存されるばかりか、経営リスクの増大に繋がる懸念がある。

そのうえで、個別業務ごとに新規参入の是非を判断するに当たっては、①公正な競争条件が確保され民業圧迫を生じさせないこと、②ゆうちょ銀行の規模の再拡大に繋がらないこと、③利用者保護等の面で問題が生じないこと等を総合的に検討する必要がある。

2. 今般の新規業務の認可申請について

上記の基本的な考え方に基づき、今般、ゆうちょ銀行から行われた認可申請に対し、下記の意見を提出する。

- (1) ゆうちょ銀行の保有資産のリスクヘッジ目的に限定した金利デリバティブ取引や、その運用に関わる業務のうち、証券化商品など投資の目的をもつてするものについては、①上記3条件に照らして特段の問題を想定しにくいこと、②民営化当初、同行が大量の国債保有に伴う大きな金利リスク等を抱えるなか、リスク対応力の向上に繋がる面があることから、市場の混乱等を招来しないための実施体制等を十分に整備したうえで、貴委員会の十分な調査審議を前提に、新規参入の検討対象となり得るものとする。

ゆうちょ銀行がこれらの業務に積極的に取り組む場合には、例えば、多様な市場性商品への資金運用を中心とした機関投資家のようなビジネスモデルもひとつの選択肢として想定されるが、こうした場合であっても、リスクヘッジの有効性確保や市場の混乱回避の観点からは、規模の縮小が不可欠であることは言うまでもない。

(2) 一方、完全民営化までの移行期間中に、上記の証券化商品などの市場性商品のほか、運用対象を貸付にまで広げることは、かねてより、銀行界として貸付業務への参入に係る問題点について主張してきたとおり、政府出資を背景とした暗黙の政府保証の存在に起因する、ゆうちょ銀行の資金調達面の優位性等に鑑みれば、他の民間金融機関との間の公正な競争条件が確保できず、民業圧迫に繋がる懸念が大きい。

この点に関して、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付（シンジケートローン＜参加型＞）は、ゆうちょ銀行が貸出条件等の設定に主体的には関わらない等の意味において、一般の個別相対型の貸付より市場への影響は相対的に小さいという面はあるものの、官業ゆえの特典に基づき肥大化した規模の縮小がなされず、他の民間金融機関を圧する巨大な資金力をもって大規模に市場に参入することとなれば、たとえ参加行という立場であっても、ローン案件の組成においてその条件設定に実質的に影響を及ぼし、市場の金利形成を歪め、あるいは競争条件の権衡が確保されないまま他の民間金融機関の参加機会を奪う懸念があるなど、他の貸出と同様の問題が生じ得る。また、参加型とはいえ、個別の案件において、ゆうちょ銀行が極めて大きなシェアを確保するような場合には、実質的に個別相対型の貸付と変わらなくなる懸念も生じる。

なお、シンジケートローン（参加型）については、自ら与信判断やリスク管理等を行わなければならない点では一般の貸付とまったく同様であり、民間金融機関は、そのための十分な体制整備を行って業務を遂行しているところである。

こうした論点は、ゆうちょ銀行が要望している特別目的会社への貸付（他の金融機関が当該会社に貸付を既に行っている場合又は他の金融機関と同時に貸付を行う場合に限る）のほか、S P Cや信託受益権等への投資を通じて実質的にクレジット資産を保有する場合なども、基本的に同様と考える。

上記のように、実質的に貸出業務に該当する業務については、完全民営化までの移行期間においては、参入を許容すべきでないと考えられることに鑑み、貴委員会におかれては、慎重な検討をお願い致したい。

以　　上

平成19年10月29日

ゆうちょ銀行の運用対象の拡大に関する郵政民営化委員会の
調査審議に対する意見

社団法人 全国地方銀行協会

1. 基本認識

ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残るなど他の民間金融機関との公正な競争条件が確保されない段階においては、ゆうちょ銀行の業務拡大は民業圧迫に他ならず、リスク分散や収益源の多様化といったゆうちょ銀行の都合だけで「なし崩しの」に新規業務を拡大していくことがあってはならない。

今回認可申請のあった運用対象の拡大については、地銀界が主張してきた「機関投資家」型のビジネスモデル（国際分散投資を含む多様な市場性商品への資金運用に特化した金融機関）をゆうちょ銀行が採用することを前提に、そのために必要な限度においてのみ容認されるべきものである。

2. 郵政民営化委員会の意見に盛り込むべき事項

上記1. の基本認識に基づき、郵政民営化委員会には、今回の運用対象の拡大を内容とする新規業務の認可申請に関し、次の点について意見具申するよう強く要望する。

(1) 経営規模の縮小

ゆうちょ銀行は一民間金融機関として合理的な規模にまで速やかに縮小を図ることが不可欠である。肥大化した規模の縮小は、ゆうちょ銀行の経営の健全性確保、民間金融市場への円滑な融合の観点から必須であり、その必要性は郵政民営化委員会が平成18年12月に公表した「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」においても指摘されているところである。

(2) 「機関投資家」型のビジネスモデルの標榜

ゆうちょ銀行は、民業圧迫を回避しつつ円滑に民間市場への融合を進める観点から、今の時点で「機関投資家」型のビジネスモデルを目指すことを明確に標榜すべきである。こうした方向性こそがバランスシートを改善

しつつ規模縮小を図るべきとする郵政民営化委員会の基本認識に合致する最も現実的な方策である。

(3) 業務内容の制限

ゆうちょ銀行が上述のように「機関投資家」型のビジネスモデルを志向することを前提としたうえで、ゆうちょ銀行の業務範囲は、「機関投資家」としての業務の趣旨に即したものに限定すべきである。特に、シンジケートローンおよびS P C向け貸付は融資業務そのものであり、金銭債権の取得およびデリバティブ取引についても、クレジット資産等の保有を通じて融資業務の迂回行為につながりかねない。このため、シンジケートローンおよびS P C向け貸付については引き続き禁止するとともに、①金銭債権の取得については、例えば他の金融機関の融資業務により発生する債権や売掛債権等の取得を禁じること、②デリバティブ取引については、自行のポートフォリオのリスクヘッジを目的としたものに限定することなど、一定の制限を課すべきである。

3. 郵政民営化委員会における意見取りまとめの前提条件

ゆうちょ銀行の運用対象の拡大は、そのための態勢整備が十分に図られていることが必須条件となる。郵政民営化委員会の意見取りまとめは、まずもって金融庁において他の金融機関と同様の厳正な監督・検査を通じてゆうちょ銀行の態勢の検証や必要な是正措置等を行い、その結果を十分に踏まえたうえで適切になされるべきである。

また、ゆうちょ銀行は「資金運用をするにあたっては、市場に不測の混乱を与えないよう、マーケットとの良好な対話を実施」するとしているが、その実効性が担保されなければ、市場の混乱を招き、ひいては金融システムの安定に重大な影響を与えかねない。郵政民営化委員会の意見の取りまとめに当たっては、ゆうちょ銀行に対して適時適切な情報開示を含めたマーケットとの良好な対話の具体策を明らかにさせ、その実効性を十分に検証することが必要である。

以 上

ゆうちょ銀行の運用対象の自由化に関する認可申請に対する意見

平成19年10月29日

社団法人 第二地方銀行協会

ゆうちょ銀行の今回の認可申請については、以下の3つの点を踏まえ、十分慎重な検討をお願いしたい。

1. 市場機能への影響

ゆうちょ銀行が民間金融システムへ円滑に統合されるためには、肥大化したバランスシートの規模を縮小することが不可欠である。しかしながら、その方向性が示されないまま、ゆうちょ銀行が巨大な資金力をもって新規業務に参入することを申請しており、このままでは市場の需給バランスが崩れ、適正な市場機能を歪めかねない。また、ゆうちょ銀行から申請された個々の新規業務の具体的な取引規模や地域が開示されておらず、予見可能性を欠くものとなっている。

については、それらの具体的内容を開示するとともに、委員会においては、それぞれの市場に及ぼす影響を、取引規模の面も含めて十分考慮して審議いただきたい。

2. 内部管理態勢の整備

ゆうちょ銀行においては、利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する観点から、その内部管理態勢の整備に最優先で取り組むべきと考える。新規業務についても、民間金融機関としてコンプライアンス、リスク管理態勢等の内部管理態勢を十分検証する必要がある。

特に、シンジケートローンおよび特別目的会社への貸付については、運用対象の一つとされているものの、その実態は貸付業務であることから、他の民間金融機関と同等の信用リスク等管理態勢の整備を前提とすべきであり、万一にも金融システムの信頼性を損なうことがないよう十二分に検証していただきたい。

3. 公平な競争条件の確保

政府の関与が残る移行期間において、ゆうちょ銀行は、信用力の面で一般の金融機関には見られない優位性がある。公平な競争条件が確保されないまま、ゆうちょ銀行の業務範囲が安易に拡大されることになれば、地域の金融秩序が混乱し、地域経済にも深刻な影響を及ぼしかねず、この間の新規業務については、基本的に認め難い。

とりわけ、シンジケートローン等貸付業務については、極めて慎重に審議すべきと考える。

以　　上

意見書

平成19年10月29日

郵政民営化委員会事務局 御中

〒104 - 0031

とうきょうとちゅうおうくきょうぼし
東京都中央区京橋3-8-1

しゃだんほうじん ぜんこくしんようきんこきょうかい
社団法人 全国信用金庫協会

会長 おお まえ こう じ
大 前 孝 治

電話番号: [REDACTED]

e-mail: [REDACTED]

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の運用対象の自由化に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

1. これまで信用金庫業界では、郵政事業の民営化にあたり「民間でできるものは民間に委ねる」との構造改革の大原則に沿って、郵貯の規模を縮小しながら、民間金融機関との公正な競争条件を確保したうえで、民間金融システムに円滑に統合していくべきであると主張してきた。

2. 郵政民営化委員会が平成18年12月に公表した「新規業務の調査審議に関する所見」では、「肥大化したバランスシートの規模を縮小するとともに、民間金融機関にふさわしいビジネスモデルへの革新を図ること

が必要である。」とされており、ゆうちょ銀行は貸出業務であるシンジケートローンなどの運用対象の拡大にかかる認可申請を行う以前に、更なる規模縮小に繋がる道筋を明らかにすべきである。

3. また、政府出資が残るなど公正な競争条件が確保されない段階での新規業務の拡大は安易に認められるべきものではない。その内容がリスク分散、収益源の多様化といった内容であっても、金融庁において他の金融機関と同様の厳正な検査・監督を通じたゆうちょ銀行の態勢整備状況の把握を行い、その結果を十分踏まえたうえで、郵政民営化委員会で慎重に検討されるべきものである。

4. 以上の点から、郵政民営化委員会においては、今回の運用対象の拡大にかかる認可申請に対して、次の点について意見具申を行うべきである。

① ゆうちょ銀行は、これまでの官業ゆえの特典に基づく規模の肥大化によって、リスクコントロールが難しい状況となっている。

したがって、運用手段の多様化を図る前提として、不公正な競争条件によって肥大化した規模を合理的な規模まで縮小する必要があり、ゆうちょ銀行は、そうした更なる規模縮小に向けた道筋を示すこと。

② 金融庁は、ゆうちょ銀行に対する厳正な検査・監督を通じて、運用対象の新規業務に関する「業務の内容及び方法」、「リスク管理体制」、「経営管理体制」などの内部管理態勢を把握し、必要に応じて厳格に対応するとともに、金融市場に混乱が起きないことを継続的に監

視すること。

③ ゆうちょ銀行は、公正な競争条件が確保されていない段階において、他の民間金融機関の業務に影響を及ぼすと考えられる運用手段の拡大については、慎重な検討が必要である。

とくに、運用手段の拡大のうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））やSPC向け貸付けは、たとえ参加型などであったとしても、個別に信用リスク管理が必要な貸出業務であり、公正な競争条件が確保されていない中では郵貯銀行には認められないこと。

以 上

平成 19 年 10 月 26 日

「ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の運用対象の自由化に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」にかかる意見

農林中央金庫

ゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、「規模の縮小」、「公正な競争条件の確保」が大前提である旨の意見を繰り返し申し上げてきているところであるが、こうした意見が反映されないまま、個別の新規業務参入に関する認可申請がなされたことは遺憾である。

今回認可申請がなされた新規業務のなかには、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））等の貸出業務が含まれているが、オーバーバンキングの状況下、国営時代に築いた巨大な規模によるスケールメリットを持つ郵貯銀行が上記前提条件を満たさないまま貸出市場に参入すれば、地域金融機関や地域経済に大きな影響を及ぼすものと考えられる。また、国内貸出市場が拡大しない限り、顧客との相対の関係により融資を行うリレーションシップバンキングによる貸出からシンジケートローン形式の貸出へのシフトを誘発するのみであり、リレーションシップバンキングを主体とする中小金融機関の経営に大きな影響を及ぼしかねないものと考えられる。

また、個別の新規業務の認可申請がなされるに当たっては、実施計画で示された新規業務全般に関する個別のスケジュールを明確にし、時間軸を踏まえたその影響度合いを見極めることが重要であり、全体スケジュールが示されないままに、五月雨式に新規業務認可申請がなされることは大きな問題である。実施計画のなかで示された今回対象となっていないリテールビジネスモデル等にかかる新規業務も含め、新規業務全般に関する個別のスケジュールを明確に示したうえで意見募集がなされることが必要である。

今回の新規業務にかかる調査審議に当たっては、以上のような意見を十分に踏まえたうえで検討を行っていただきたい。

以 上

平成１９年１０月２９日

「ゆうちょ銀行の新規業務（運用対象の自由化）に関する郵政民営化委員会の調査審議」に向けた意見

社団法人 全国信用組合中央協会

○ ゆうちょ銀行の新規業務（運用対象の自由化）の認可申請について

ゆうちょ銀行の新規業務（運用対象の自由化）の認可申請については、信用組合業界では、かねてより郵政民営化の目的は、郵貯・簡保という官業が政府保証等に依存して行ってきた資金仲介により生じた金融市場の歪みの是正であり、民営化推進に当たっては、国民の利便の向上並びに民間秩序の中への融解が極めて重要なことであると考え、個別業務ごとの新規参入の是非を判断するに際しては、①民間金融機関との公正な競争条件の確保、②ゆうちょ銀行と郵便事業会社等との顧客情報の遮断の必要性等について主張しており、今後、認可申請のあった他の金融機関と協調して行う企業向け貸付（シンジケートローン（参加型））の与信ビジネスへの進出についても、地域金融の混乱防止や競合金融機関との関係から移行期間中の政府出資が残る間は認められるべきではないと考える。

以 上